

様式 2

第 491 回建築審査会会議録（要旨）

日 時	令和 5 年 12 月 22 日（金）午前 10 時 30 分～12 時 00 分
場 所	静岡県庁別館 7 階第二会議室 B
出席者	委 員 飯尾清三、亀井暁子、野末寿一、黄愛珍（途中退席）、井上泉、鈴鹿和子、鈴木成幸 処分庁 鈴木貴博（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長） 事務局 鈴木義彦（くらし・環境部建築住宅局長） くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 水野雄史（静岡県島田土木事務所建築住宅課長）
議 題	建築基準法に基づく建築許可等について（審議 3 件、報告 2 件）

1 審議事項

- 第 1 号議案 建築基準法第 44 条第 1 項第二号に係る建築許可
- 第 2 号議案 建築基準法第 48 条第 5 項に係る建築許可
- 第 3 号議案 建築基準法第 48 条第 7 項に係る建築許可
- 第 1 号報告 建築基準法第 43 条第 2 項第二号による包括許可の報告
- 第 2 号報告 建築基準法第 44 条第 1 項第二号による包括許可の報告

2 議事内容

第 1 号議案

○事務局

- 1 申請条項
第 44 条第 1 項第二号
- 2 申請場所
静岡県牧之原市坂部字久松 582-1 他 11 筆
- 3 申請者住所氏名
牧之原市静波 447-1
牧之原市長 杉本 基久雄
- 4 建築物の用途
道の駅（トイレ・休憩施設、地元農産物直売所、地元農産物飲食店）

○処分庁

本申請は、牧之原市内において市道並木外之久保線の道路区域内に道の駅（トイレ棟、車椅子用駐車場上屋、受水槽ポンプ室）を建築するものである。

申請建築物は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境を提供するために公益上必要な建築物であり、車路と区別された部分に建築する計画である。

以上のことから、法第 44 条第 1 項第二号の規定に基づき、通行上支障がないと認め許可したい。

○意見等

意見を付した上で、出席委員全員許可に同意

<意見>

利用者の安全を確実に確保できるように、以下のことについて対策を講じ、許可対象区域内に限らず道の駅全体の適正な管理運営に努めること。

- ・ 県道及び市道から河川管理道を使用して入場する際、車両の誤進入を防ぐための注意喚起
- ・ 県道から車両の主要出入口を使用して入場する際、歩行者及び自転車の誤進入を防ぐための明確な表示
- ・ 出入口の見通しの良い場所に、自動二輪車の駐車位置に関する案内表示

第2号議案

○事務局

- 1 申請条項
建築基準法第48条第5項
- 2 申請場所
静岡県牧之原市地頭方一丁目162
- 3 申請者住所氏名
菊川市西横地721-3
堀川 成洋
- 4 建築物の用途
店舗併用住宅（クリーニング店）

○処分庁

本申請は、第一種住居地域で規制されている、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について、既存の工場を国の技術的助言に基づく安全対策措置を講じることにより、事業継続の許可申請を行うものである。

計画においては、国の技術的助言に基づいた安全対策を実施し、安全管理を徹底する計画である。

以上のことから、国の技術的助言による許可の運用基準及び建築基準法第48条第5項ただし書きの規定に基づき、第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第3号議案

○事務局

- 1 申請条項
建築基準法第48条第7項
- 2 申請場所
静岡県島田市稲荷四丁目4109-1、4109-4、4112-1、4112-10、他6筆の一部

3 申請者住所氏名

静岡市駿河区国吉田二丁目3-1

静岡トヨタ自動車株式会社代表取締役社長太田勝之

4 建築物の用途

店舗兼自動車修理工場

○処分庁

本申請は、スーパーマーケットの跡地に店舗兼自動車修理工場を新築しようとするものである。

計画地は、準住居地域の用途規制が適用され、県道「島田・金谷線」と市道「本通り向谷線」が交差する角地に位置している。

計画においては、門型洗車機を遮音性のある外壁で囲む等の騒音対策や、工場排水を油水分離層に通して排水する水質汚濁対策など、国の技術的助言に準拠した対策が施され、近隣への影響を少なくするよう配慮されている。

以上のことから、建築基準法第48条第7項ただし書きの規定に基づき、準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第1号報告

○事務局 建築基準法第43条第2項第二号による包括許可の報告 17件

第2号報告

○事務局 建築基準法第44条第1項第二号による包括許可の報告 1件